

○岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用について(通達)

(昭和42年4月4日岡会第169号警察本部長例規)

改正 昭和48年12月岡会第533号	昭和51年7月第286号
昭和54年8月第415号	昭和54年11月第579号
昭和61年3月岡会第116号・岡厚第104号	平成2年7月岡会第435号
平成13年5月第236号	平成17年3月第138号
平成21年3月第166号	平成28年2月18日岡会第71号
令和5年12月26日岡会第540号	令和7年3月31日岡会第186号

各所属長

岡山県警察職員等の旅費支給規程の改正に伴い、別紙のとおり岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用要綱を定めたから、取扱いに遺憾のないようにされたい。

別紙

岡山県警察職員等の旅費支給規程の運用要綱

第1条関係

県が支弁する旅費については、この規程の定めるところによつて取り扱うことと規定されたものであつて、この規程に定められていないものは、岡山県職員等の旅費に関する条例（以下「条例」という。）及び岡山県職員等の旅費支給規則並びに岡山県総務部長からの旅費調整に関する通達等によることとする。

第2条関係

第1項

「証人、鑑定人、参考人、通訳」は、例示であつて「その他これらに類する者」には、警察の機関の依頼又は要求に応じて、公務の遂行を補助するために旅行する者のすべてを包含するものである。

第2項

条例第3条第5項の規定によつて「県費を支弁して旅行させる必要がある者」に支給する旅費であつて例えば殉職警察官の慰霊祭に出席する遺族および職員の表彰のため、特に表彰者から要請を受けて職員に同伴する家族に対する旅費、その他一般民間人を表彰等のために特別な必要によつて呼び寄せる場合の旅費である。

第3条関係

第1号

「公用の車両、船舶若しくは航空機」には、旅行者が運賃を支払うことを要しない車両、船舶、航空機のすべてを含むものであり、それを利用し、又は別途乗車券

の交付を受ける（通勤定期乗車券を利用する場合を含む。）等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、それによつて旅行し得る区間の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費は支給しない。

第 2 号

新たに採用された職員が、新任者としての教養訓練を受けるため、居住地から直接警察学校に入校する場合又は入校時において健康診断、精密検査等の結果入校を取り消された者、あるいは教養訓練中に傷病等により退職又は一時帰休を命ぜられた者が、当該警察学校から直接居住地へ帰る場合に旅費を支給するのであるが、懲戒等の処分を受けて免職された者又は自己便宜によつて退職する者には支給しない。

第 3 号

- 1 旅行用務の性質、内容又は緩急の度合によつては、条例によつて定められた交通機関の等級より上級の等級に乗つたり、あるいは緊急用務の場合等には急行列車を利用しなければ用務を達成することができない旅行があるので、このようなときには、現実に利用した交通機関の等級による運賃、急行料金等を支給することができるのである。
- 2 「犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合」の「犯罪の捜査、被疑者の逮捕」は例示であつて、警衛又は警護以外の警察活動のため若しくは公務の遂行を補助するため緊急に旅行する場合は、すべてここに含まれる。
- 3 本号を適用して旅費を支給する場合には、旅行命令（依頼）書及び旅費請求書の旅行条件欄に「訓令第 3 条第 3 号適用」と記載すること。

第 4 号

知事等に随行する旅行の場合は、旅行命令（依頼）書及び旅費請求書の用務欄に知事等に随行する用務である旨を記載し、旅行条件欄に「訓令第 3 条第 4 号適用」と記載すること。

第 4 条関係

第 1 項

第 1 号

岡山県警察私有車両公務使用規程（平成 9 年岡山県警察訓令第 7 号）に基づき、職員が公務使用の承認を受けた私有車両を利用して旅行する場合には、職員以外の者が自動車等を利用して旅行する場合には、その他の交通費を減額して支給することとし、自動車等に同乗して旅行する場合には、職員以外の者に対してのみ当該規定によるその他の交通費を支給する。

第 2 項

県内の同一市町村（広域市町村にあつては、同一地区）内において自動車等で旅行する場合には、県外の陸路計算に準じた測定方法による市町村の大字間の路程又は

実際に走行した路程を計算し、その他の交通費を支給することができる。ただし、その場合のその他の交通費については、路程 4 キロメートル以上の旅行について支給し、その額は、県内旅行の旅行雑費の額を上限とする。

第 5 条関係

第 1 号

知事等と同一の宿泊施設に宿泊する場合は、旅行命令書及び旅費請求書の用務欄に知事等に随行する用務である旨を記載し、旅行条件欄に「訓令第 5 条第 1 号適用」と記載するものとする。

第 2 号

宿泊費は宿泊に要した額のうち、必要最小限の額として旅行命令権者が認めた額を支給するものとする。

なお、宿泊費基準額を超える場合は、疎明資料として、旅行者からできる限り内訳の明記されている宿泊施設の領収書を徴取し、旅行命令書及び旅費請求書の旅行条件欄に「訓令第 5 条第 2 号適用」と記載するものとする。

第 6 条関係

この条の規定を適用して旅費を支給する場合には、旅行命令書及び旅費請求書の旅行条件欄に「訓令第 6 条第○号（適用する号番号を記載する。）適用」と記載することとする。

第 1 号

- 1 公用の施設は、庁舎、警察学校の寄宿舍、小学校等一般の学校施設又は借り上げて使用している施設等をいうものとする。
- 2 無料の公用の施設に宿泊した場合で、朝食及び夕食の費用を要し、かつ、当該費用が他の経費により支弁されていない場合は、宿泊手当 2,400 円を支給するものとする。
- 3 警察署等で宿直用務に従事する場合は、他の勤務員との均衡を図るため、宿泊手当を支給しないこととする。

第 2 号

- 1 固定宿泊施設とは、ホテル、旅館、寮、山小屋等宿泊することのできる移動しない施設であり、固定宿泊施設以外へ宿泊する場合とは、やむを得ず車中泊をした場合等とする。
- 2 朝食及び夕食の費用が掛かり、かつ、当該費用が他経費から支弁されていない場合は、宿泊手当 2,400 円を支給し、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費に食費に相当するものが含まれる場合は、800 円を支給することとする。

第7条関係

職員が宿泊を伴わない旅行をする場合の規定であり、職員以外の者が宿泊を伴わない旅行をする場合の旅行雑費にあつては、公務上の通信連絡費は発生し得ないことから、支給をしないこととする。

第8条関係

第1項

第1号

岡山県警察職員の居住地制限及び私事旅行等取扱要綱の制定について（通達）（平成10年2月13日岡務第136号例規。以下「要領」という。）第2の1の(1)ただし書の規定により、職員の赴任に伴い警察本部長、部長又は所属長が居住地を指定した場合、又は指定を解除した場合で、住所若しくは居所を移転する必要が生じたものをいう。

第3号

要領第2の1の(1)ただし書の規定により、警察本部長、部長又は所属長が警察職員としての勤務態勢を確立する必要から、職員の意思いかんにかかわらず居住地を指定した結果、職員の赴任を伴わずに県公舎等への居住又は明け渡しが必要となった場合をいう。

第2項

警察学校において初任教養を受ける者が新任配置に伴い、公用車等で赴任（移転）する場合の転居費は、支給しない。